

# 大分県報

令和二年  
第一四六号  
十月六日

(火曜日)

## 目次

### 告示

- 一 青少年に有害な興行の指定
- 二 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請
- 三 保安林の指定
- 三 指定予定保安林(二件)
- 四 区画漁業の免許
- 四 道路区域の変更
- 四 道路の供用開始(二件)
- 五 港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定

### 公告

- 六 競争入札参加者の資格に関する告示
- 七 一般競争入札の実施
- 九 県営土地改良事業の工事の完了
- 九 所在不分明者に対する保安林指定予定通知の掲示
- 九 令和二年度砂利採取業務主任者試験の実施

### 告示

#### 大分県告示第五百五十七号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和二年十月六日

大分県知事 広瀬勝貞

令和二年十月六日

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令二・ 九・二三	映画	牝と淫獣 お尻でクラクラ	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	ホロ酔いの情事 秘め事は神頼み	オーピー映画	
〃	〃	絶頂本番 私のなかの娼婦	新東宝映画	
〃	〃	激イキ奥様 仕組まれた快感	オーピー映画	
〃	〃	CA発情フライト 腰ふりエッチ気流	オーピー映画	

#### 大分県告示第五百五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和二年十月六日

大分県知事 広瀬勝貞

#### 一 申請の概要

- 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
佐賀県小城市小城町二百二十七番地二  
ワタキューセイモア株式会社九州支社  
執行役員支社長 村田憲彦
- 2 特定事業場の所在地及び名称  
由布市挾間町三船二百三十一番地  
ワタキューセイモア株式会社大分工場
- 3 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十七号 洗濯業の用に供する洗浄施設

種類 洗浄施設

大分県報(告示)





切六〇四三番、六〇五五番一、字南宮ノ下六〇六四番一、六〇六五番五、字ヘタ道六〇六七番一、六〇六九番一、六〇六九番二、六〇七二番一、六〇七五番、字小田谷六〇八三番、字七田六四〇九番、六四一二番、字原六四一八番、六四一九番、字行者山六四六五番、六四七三番、字コボレ水六四七四番から六四七六番まで、六四七七番一、六四七七番二、字道シシコナ六四八〇番、六四八一番、六四八二番一、六四八二番二、六四八四番一、六四八四番二、六四八五番から六四九〇番まで、六四九一番一から六四九一番三まで、六四九四番、六四九七番一、六四九七番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市三重町鷺谷字沓掛一六八一番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字沓掛一六八一番(次の図に示す部分に限る。)  
 (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百六十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により、令和二年十月一日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

漁場計画の際の公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名又は名称	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区第三八三三二号	区第三八三三二号	大分市府内町三丁目五番七号 大分県漁業協同組合 代表理事組合長 山本 勇	令和二年六月十六日付け大分県告示第三百五十六号のとおり。	同上	平成三十年九月一日から令和五年八月三十一日まで
区第三八四〇号	区第三八四〇号	同右	令和二年六月十六日付け大分県告示第三百五十七号(以下「告示」という。)のとおり。	同上	令和二年十月一日から令和五年八月三十一日まで
区第四一四〇号	区第四一四〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右

大分県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和二年十月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和二年十月六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名		区間		区域変更前後別		敷地の幅員		延長	
日田市天瀬町出口字久木野三一九六番一地先内		後	前	後	前	後	前	後	前
		二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六
日田市天瀬町出口字袋三三三八番一 地先内		後	前	後	前	後	前	後	前
		二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六
日田市天瀬町出口字袋三四六〇番地 先まで		後	前	後	前	後	前	後	前
		二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六
日田市天瀬町出口字袋三五一八番一 地先内		後	前	後	前	後	前	後	前
		二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六
日田市天瀬町出口字袋三五一八番一 地先から 日田市天瀬町出口字袋三五一八番一 まで		後	前	後	前	後	前	後	前
		二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六	二・七 五・三	一・〇 五・六

道路の種類及び路線名		区間		敷地の幅員		延長	
日田市天瀬町出口字袋三四八八番二 地先から 日田市天瀬町出口字袋三四八八番一 地先まで		後	前	後	前	後	前
		八・七 四・八	七・〇 四・六	八・七 四・八	七・〇 四・六	八・七 四・八	七・〇 四・六

大分県告示第五百六十四号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和二年十月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和二年十月六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道梶寄浦佐伯線	佐伯市鶴見大字吹浦字東一八六二番五から 佐伯市鶴見大字吹浦字大河原一六七三番八ま で	令二・一〇・六

大分県告示第五百六十五号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和二年十月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和二年十月六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
日田市天瀬町出口字袋三三三八番一地先内	日田市天瀬町出口字久木野三一九六番一地先内	

令和二年十月六日

大分県報（告示）

五

県道天瀬阿蘇線

日田市天瀬町出口字袋三四六一番地先から	令二・一〇・六
日田市天瀬町出口字袋三四六〇番地先まで	
日田市天瀬町出口字袋三五一八番一地从先から	
日田市天瀬町出口字袋三五一八番一まで	
日田市天瀬町出口字袋三四八八番二地从先から	令二・一〇・六
日田市天瀬町出口字袋三四八八番一地从先まで	

大分県告示第五百六十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和二年十月十六日から適用する。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

港湾名	放置等禁止区域	放置等禁止物件
姫島港	港湾区域	船舶、はしご、浮桟橋、ブイ（浮標）
国東港	港湾区域及び臨港地区（別図に示す区域に限る。）	

（「別図」は省略し、大分県土木建築部港湾課及び国東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

○公 告

地方公共団体の物品等の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等又は特定役務の種類  
令和二年度テレワークにおけるタブレット端末機器等一式の調達及び環境構築業務委託

二 競争入札の参加者資格

1 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。

- (一) 経営規模
- イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
- ハ セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）
- (二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
- (三) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問合せ先

大分県商工観光労働部情報政策課電子自治体推進班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 〇九七(五〇六)二〇七一

3 申請の時期

令和二年十月六日(火)から同月二十日(火)までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年三月三十一日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請(毎年七月に申請受付)により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合  
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和2年10月6日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等又は特定役務の種類

令和2年度テレワークにおけるタブレット端末機器等一式の調達及び環境構築業務委託

(2) 納入期限

令和3年2月26日(金)

(3) 納入場所

大分県商工観光労働部情報政策課が指示する場所

(4) 契約期間

契約締結日から令和3年2月26日(金)まで

(5) 業務の仕様

入札説明書による

(6) 業務実施場所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県商工観光労働部情報政策課

(大分県庁舎新館9階 電子計算室及びサーバ室)

2 大分県物品等電子入札システムの利用

本案件は、大分県物品等電子入札システム(以下「物品等電子入札システム」という。)で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。

3 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

(3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類「機能等証明書」を令和2年11月4日(水)午後5時までに大分県商工観光労働部情報政策課電子自治体推進班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。なお、機能等証明通知は令和2年11月9日(月)にまでに送付するものとする。

(4) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得てい

<p>る者であること。</p> <p>(5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。</p> <p>(7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>4 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>上記3の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和2年10月6日（火）から同月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先</p> <p>大分県商工観光労働部情報政策課 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2071</p> <p>大分県ホームページ <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sanmashikakuh.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sanmashikakuh.html</a></p>	<p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県商工観光労働部情報政策課電子自治体推進班</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所</p> <p>大分県商工観光労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2065</p> <p>(2) 日時</p> <p>令和2年10月6日（火）から同月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>7 入札説明書の交付場所及び日時</p> <p>上記6に同じ</p> <p>8 物品等電子入札システム及び契約の事務において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限</p> <p>(1) 期 間 自 令和2年11月9日（月）午前9時 至 令和2年11月17日（火）午前10時</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>(1) 開札予定日時 令和2年11月17日（火）午前11時</p> <p>11 再入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額の入力期間、開札日時及び最低入札価格を物品等電子入札システムにより通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項</p> <p>免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第5条第3項第9号の規定により免除</p> <p>14 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当</p>
--	--



する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が証明できないとき。
- (5) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。

15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

16 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受けらる。
- (2) その他詳細は、入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required  
Procurement of a set of a tablet terminal equipment and environment  
construction business outsourcing for telework in the second year of Reiwa.
- (2) Delivery Deadline  
February 26, 2021
- (3) Delivery Place  
The place that Governor of Oita appoints
- (4) Time limit for tender  
10:00 am. November 17, 2020
- (5) Management Bureau Address  
Commerce, Industry, Tourism and Labor Department  
Oita Prefectural Government  
3-1-1 Oite-nachi, Oita city 870-8501  
TEL 097-506-2065

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和二年十月六日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名	着手年月日	完了年月日
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 (昭和井路地区)	平二一・八・二七	平二三・二・二一
県営地域ため池総合整備事業 (市尾地区)	平二七・一〇・二	平二九・一一・八
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 (長宝地区)	平八・四・一	平二六・三・二八

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和二年十月六日

大分県知事 広瀬勝貞

所在の不明な者の氏名	掲示場所
一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所 青山 映道	豊後大野市役所

二 通知の要旨

令和二年九月四日付け大分県告示第五百十八号により行った森林法第二十九条の規定による通知

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、次のとおり令和二年砂利採取業務主任者試験を実施する。

令和二年十月六日

大分県知事 広瀬勝貞

<p>一 試験の日時 令和二年十一月十三日（金） 午前十時から正午まで</p> <p>二 試験の場所 大分市城崎町二丁目二番二十五号 土地改良会館本館五階大会議室</p> <p>三 試験科目 1 砂利の採取に関する法令 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）</p> <p>四 試験の方法 筆記試験</p> <p>五 受験願書の受付期間及び受付時間 1 受付期間 令和二年十月十六日（金）から同月三十日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。） なお、令和二年十月三十日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。 2 受付時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>六 願書提出先 大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇二） 大分県土木建築部河川課</p> <p>七 提出書類 1 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九）（以下「受験願書」という。） 2 写真一葉（手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）</p> <p>八 受験手数料 八千円（大分県収入証紙を受験当日に受付に提出すること。）</p> <p>九 受験願書の入手方法 1 受験願書の交付場所 大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所 2 インターネットによる入手 大分県ホームページ <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/r2-zyarisaisyu-shiken-zissih.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/r2-zyarisaisyu-shiken-zissih.html</a></p>	<p>十 新型コロナウイルス感染症への対応 1 新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、試験の延期や中止の可能性がある。 その際は、大分県ホームページ上で知らせる。 2 試験当日は、感染予防のため、必ずマスクを持参し、及び着用すること。 十一 その他 その他詳細については、大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。</p>
---	--